

鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家等を有効活用して本市への定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家等バンク登録台帳に登録された物件（以下「登録物件」という。）の改修を行った者に対して、予算の範囲内において鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱（平成27年鹿屋市告示第34号）で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、物件登録者又は利用登録者とし、それぞれ別表に定める要件を満たさなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる登録物件の改修工事に要する経費（次条第2号の場合にあつては、原材料費に限る。）とする。ただし、補助金の交付を申請する日の属する年度内に完了する改修工事に限る。

- (1) 台所、トイレ、浴室又は洗面所の改修
- (2) 屋根又は外壁の改修
- (3) 床、壁又は天井の改修
- (4) その他市長が適当と認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度としていずれかの額を交付する。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 施工業者との請負契約により登録物件の改修工事を行う場合（同一物件1回限り）50万円
- (2) 前号の請負契約によらず、補助対象者自らが登録物件の改修を行う場合（登録物件の賃貸借契約につき1回限り）30万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、登録物件の改修工事着手前に鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 住宅改修見積書(別記第3号様式)
- (3) 入居者全員の住民票
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 所有者等の住宅改修承諾書(別記第4号様式。申請者が利用登録者の場合に限る。)
- (6) 誓約書(別記第5号様式)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、登録物件の改修工事が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録物件の改修工事に係る契約書(第5条第1号の場合に限る。)、内訳書及び領収書の写し
- (2) 改修後の登録物件の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認められた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月25日告示第156号)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	要件
物件登録者	<p>(1) 登録物件の賃貸借契約を締結し、当該賃貸借契約の日から6か月を経過していないこと。</p> <p>(2) 登録物件を借りる利用登録者が次項第2号から第5号までに規定する要件を満たすこと。</p> <p>(3) 市税等の滞納がないこと。</p> <p>(4) 補助金の交付を受け改修した登録物件について、利用登録者の退居等により入居者が不在となった場合でも、補助金の交付を受けた日から3年以上空き家バンク物件に登録すること。</p> <p>(5) 改修工事の請負業者は、市内に本店、支店又は営業所等を有する法人又は住所を有する個人業者で、市税の滞納がないこと。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。</p>
利用登録者	<p>(1) 登録物件の賃貸借契約を締結し、当該賃貸借契約の日から6か月を経過していないこと。</p> <p>(2) 登録物件の所有者等の3親等以内の親族でないこと。</p> <p>(3) 市税等の滞納がないこと。</p> <p>(4) 地域の町内会に加入していること。</p> <p>(5) 補助金の交付を受け改修した登録物件に、補助金の交付を受けた日から3年以上定住する意思があること。</p> <p>(6) 改修工事の請負業者は、市内に本店、支店又は営業所等を有する法人又は住所を有する個人業者で、市税の滞納がないこと。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。</p>

別記

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

第6号様式（第7条関係）